

議案第 6 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山 西 正 泰

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
（組織） 第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。			（組織） 第2条 委員会の事務局に次の部及び課等を設け、課等に次の教育機関等を属させる。		
部	課等	教育機関等	部	課等	教育機関等
教 育 部	（略）		教 育 部	（略）	
	生涯 学習 課	生涯学習センター、 <u>大清水ま なび交流館</u> 、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター、少年愛護センター	生涯 学習 課		生涯学習センター、青少年センター、少年自然の家、野外教育センター、神田ふれあいセンター、少年愛護センター
	<u>地域 教育 推進 室</u>				
	（略）			（略）	

(事務分掌)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(14) (略)

(15) (略)

5 地域教育推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 地域教育に係る諸活動に関する  
こと。

(2) 放課後児童健全育成事業及び放  
課後子ども教室に関すること。

(3) その他地域教育及び放課後活動  
に関すること。

6・7 (略)

(職の設置)

第5条 部に部長を、課に課長、課長補佐及び主査を、室に室長、室長補佐及び主査を、美術博物館に館長、館長補佐及び主査を、科学教育センターにセンター長、センター長補佐及び主査を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことができる。

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、大清水まなび交流館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、学校給食センターにセンター長を、美術博物館に副館長を、文化財センター及び視聴覚教育セ

(事務分掌)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(14) (略)

(15) 放課後児童健全育成事業及び放  
課後子ども教室に関すること。

(16) (略)

5・6 (略)

(職の設置)

第5条 部に部長を、課に課長、課長補佐及び主査を、美術博物館に館長、館長補佐及び主査を、科学教育センターにセンター長、センター長補佐及び主査を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことができる。

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、学校給食センターにセンター長を、美術博物館に副館長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を

ンターに所長を置く。

3 (略)

(職務)

第6条 部長、課長、室長、美術博物館長及び科学教育センター長(以下「課長等」という。)、課長補佐、室長補佐、館長補佐及びセンター長補佐(以下「課長補佐等」という。)並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食センター長、大清水まなび交流館長、美術博物館副館長、文化財センター所長、二川宿本陣資料館長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～6 (略)

置く。

3 (略)

(職務)

第6条 部長、課長、美術博物館長及び科学教育センター長(以下「課長等」という。)、課長補佐、館長補佐及びセンター長補佐(以下「課長補佐等」という。)並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食センター長、美術博物館副館長、文化財センター所長、二川宿本陣資料館長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～6 (略)

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。